

だい しいこうほいくりょうげんめん めんじよ 第3子以降保育料減免（免除）

こ にんいじょうそだ ぼあい ぼんめいこう たい ようちえん ほいくえん えん
子どもを3人以上育てている場合、3番目以降のこどもに対して、幼稚園・保育園・こども園の
ほいくりょうめんじよ しえん う せいど
保育料免除の支援が受けられる制度です。

たいしょう ようけん 【対象の要件】

- ① おおたし じゅうしょ ひと
太田市に住所がある人。
- ② けっこん こ にんいじょう じぶん めんどう み れい じどうてあ
結婚していない子どもが3人以上いて、自分で面倒を見ている。（例、児童手当をもらっている）
- ③ わたくしりつようちえん にんかほいくえん にんてい えん じゆんにんかほいくしせつ にんめいじょう こ かよ
私立幼稚園、認可保育園、認定こども園、準認可保育施設に3人目以上の子が通っている。

ようけん み うえ しんせい しえん う
※要件を満たした上で申請をしないと支援が受けられません。

てつづ ほうほう 【手続きの方法】

にゆうえん き し じげん こーど にゆうえん まえ しんせい くだ
入園が決まったら、お知らせの2次元コードから入園する前までに申請して下さい。

ひつよう 【必要なもの】

しきゆうにんていつうちしょ にゆうえん き とど
支給認定通知書（入園が決まると届きます）

くわ おおたしやくしよ か にゆうえんじどうかかり かい ばんまどぐち
詳しくは、太田市役所こども課 入園児童係（3階31番窓口）TEL 0276-47-1943

ねが
までお願いします。